

一般社団法人群馬県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業及び社会的養護施設第三者評価事業 料金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県社会福祉士会が行う福祉サービス第三者評価事業及び社会的養護施設第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(評価料金)

第2条 評価料金は、別表1に定めるとおりとする。

(キャンセル料)

第3条 第三者評価事業の受審契約後、受審する福祉施設・事業所からの申出により受審を中止する場合は、1事業所ごとにキャンセル料が発生するものとする。

2 キャンセル料は、別表2に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月22日から施行する。

この規程は、令和8年8月17日から施行する。

別表 1 第三者評価事業 評価料金表

(税別)

	種別	評価料金
高齢者	高齢者施設（入所施設）	315,000 円
	高齢者施設（通所施設）	265,000 円
	高齢者施設（訪問介護）	265,000 円
	通所施設・訪問系サービス〈同一法人で同時期に評価を受ける場合（2事業所まで同時に可）〉	200,000 円
障 害 児 ・ 者	障害者・児福祉サービス（入所施設）	315,000 円
	障害者・児福祉サービス（通所施設）	265,000 円
	障害者・児福祉サービス（訪問支援）	265,000 円
	通所施設・訪問系サービス〈同一法人で同時期に評価を受ける場合（2事業所まで同時に可）〉	200,000 円
児童	保育所	265,000 円
	地域型保育事業	265,000 円
	認定こども園	265,000 円
	児童館	265,000 円
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	265,000 円
その他	救護施設	315,000 円
	社会的養護施設	措置費の第三者評価受審費加算の上限額とする

※定員に対し 50 名を超えた以降、1 名ごとに 1,000 円を加算します。

例：高齢者施設（入所施設）で定員 80 名の場合 $315,000 \text{ 円} + (30 \text{ 名} \times 1,000 \text{ 円}) = 345,000 \text{ 円}$

別表 2 第三者評価事業 キャンセル料

受審中止の申出時期	金 額
(1) 契約締結前	無料
(2) 契約締結後から訪問調査の 1 カ月前まで	評価料金の半額
(3) 上記 (2) 以降	全額